

島根県森林作業道開設要領の運用

最終改正（令和4年4月1日森第14号）

森林作業道の開設については、島根県森林作業道開設要領（平成23年6月14日森第407号、以下「開設要領」という。）に基づくもののほか、細部については次の事項を留意のうえ、事業の円滑な推進を図ることとする。

第1 設計について

1. 幅員

利用目的に応じ適切に計画するとともに、施工段階における過度の切り取り等によって、林地の荒廃を来すことの無いように留意すること。

2. 縦断勾配

一般的に木材の搬出は、順勾配（下り勾配）を主としているが、逆勾配（上り勾配）は、できる限り勾配を緩和するとともに、最急勾配は連続して100m程度以下となるよう留意すること。

3. 待避所、車廻しについて

- (1) 待避所は地形等を考慮のうえ必要に応じて設けるものとする。
- (2) 車廻しは終点部に設けるものとする。

4. 留意事項

- (1) 山腹急傾斜地の施工は避けること
- (2) 保全対象施設等（公道、河川、家屋、公共施設、その他）が近接する地域は、特に、崩壊危険箇所の防止、残土処理等の対策に留意すること
- (3) 市町村と連携し、工事着手までに関係する自治会等へ事業説明を行い住民への周知を図ること。
- (4) 土地所有者等、利害関係者の同意が得られていること。
- (5) 森林作業道の計画にあたっては、地域の実情、地形及び気象等を充分考慮するとともに、事業の効率的運営が発揮できるものでなければならない。
- (6) 森林作業道作設指針に則り、必要経費も国土保全、災害防止並びに車両の安全運行等を確保しうる最小限度の範囲にとどめ、原則として、恒久的工作物は施工しないものとするが、経済性や、施工の簡易性のみを追求することなく、自然保護の基本理念にかんがみ、土砂流出防止、自然環境保全等森林のもつ公益的機能を損なうことのないように配慮しなければならない。
- (7) 地形の急しゅんな山腹や、地盤の軟弱な山地、地すべり、破碎帯、崩壊地等及び溪流沿いの通過はなるべく避けなければならない。

5. 協議事項

開設要領等によりがたい施工がある場合は、所轄の隠岐支庁長、農林水産振興センター所長又は地域事務所長（路線が広域にわたる場合は林業課林業普及スタッフ又は森林整備課森林育成・間伐グループ）に協議すること。

第2 工事の施工について

1. 施工にあたっては次の事項に留意するものとする

- (1) 周辺地域の保全対象に直接著しい被害を与える恐れのある地区の施工については、土砂流出防止等その対策を十分考慮しなければならない。
- (2) 切取、盛土量は極力抑制しなければならない。さらに法面（残土処理箇所を含む。）が流失崩壊等の恐れがある箇所は、保護工を施工しなければならない。
- (3) 排水施設等は洪水時の水量を有効に処理できるものでなければならない。特に谷水処理は原則「洗越工」とし、管類は極力使用しないものとする。

2. 残土処理について

森林作業道は標準断面を基本とした残土が発生しない作設となるが、地形等により

残土処理が必要となる場合は、環境等の諸条件に適応した安全な箇所において、安定かつ機能的に処理するものとする。

第3 指導、検査について

1. 事業主体は、施工中、現地の状況に応じて変更事項等の適切な措置をとること。
2. 検査は開設要領第10による。なお、出来型に対する許容範囲（検査基準）は別表のとおりとする。
3. 設計書記載事項以外の状況についても、「森林作業道作設指針」に則して作設されているか確認すること。
4. 施工不良箇所、又は不適當な工事については、手直し又は指示等適確な措置を講ずること。

第4 管理について

1. 管理者

開設要領第12で定める管理者は、交通事故の防止、交通の安全と施設の維持修繕、災害防止及びその他作業道の管理上必要な事項について、適切な措置を講じなければならない。

2. 道路交通上法の解釈

作業道も一般的には道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条第1項第1号において定義されている「一般交通の用に供するその他の場所」に該当する。従って、道路内で管理上の事由で生じた事故等については、賠償の義務を負う。

3. 交通安全施設

管理者は、交通事故の防止を図るため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 利用区域及び責任の所在を明らかにした標識の設置
- (2) 使用上の注意事項や、関係者以外の者の進入を禁止する等の標識の設置
- (3) 必要に応じて、進入を制限又は禁止する開閉柵の設置
- (4) 必要に応じて、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）」で定められている標識に準じて、危険箇所等の標坂の設置

第5 森林作業道の災害防止対策

1. 森林作業道の災害防止

森林作業道の開設は、地形及び地質等の現地条件を十分考慮して、無理が生じない地域を採択するよう努めること。

ただし、やむをえない事由により前記以外の地域を採択する場合、森林作業道不適應部分については、災害防止対策を行うか又は林道事業等の他の事業との併設を検討すること。

2. 森林作業道破壊に対する緊急処理

管理者は、森林作業道が破壊し又は破壊の恐れがあり、それが原因で周辺に災害が発生又は災害が発生する恐れがある場合に必要な措置を講じなければならない。

3. 森林作業道の復旧について

補助金適正化法の趣旨等からして、その効用期間中のものにあっては復旧するよう指導すること。

別表 検査基準（出来型に対する許容範囲）

1 標準断面を適用する区間

事 項	検査方法及び検査内容	使 用 器 具	誤差の範囲
延 長	延長概ね300m毎に1箇所以上の2測点間距離を測定 1路線につき少なくとも3箇所以上を測定	巻尺等	- 0.2m
幅 員	延長概ね300m毎に1箇所以上を測定 1路線につき少なくとも3箇所以上を測定	巻尺、ポール等	—
地山勾配	延長概ね300m毎に1箇所以上を測定 1路線につき少なくとも3箇所以上を測定	ポール等	—
縦断勾配	急勾配の箇所 2～3 地点で測定	コンパス等	—
丸太組工	全箇所の30%以上を測定（段数、延長）	巻尺等	- 0.2m

2 標準断面を適用できない区間（積算による区間）

事 項	検査方法及び検査内容	使 用 器 具	誤差の範囲
I P	方位、TL、SLの測定 （1箇所以上を抽出）	コンパス	5°
		巻尺等	1/100×L
延 長	延長概ね300m毎に1箇所以上の2測点間距離を測定 1路線につき少なくとも3箇所以上を測定	〃	-0.2m
縦断勾配	急勾配の箇所 2～3 地点で測定	コンパス等	—
幅 員	延長概ね300m毎に1箇所以上を測定 1路線につき少なくとも3箇所以上を測定	巻尺、ポール等	—
土 質	土質の確認	目視	—
法 勾 配	延長概ね300m毎に1箇所以上を測定 1路線につき少なくとも3箇所以上を測定	勾配定規、 ポール等	1分
横 断 溝	全箇所の30%以上を測定（延長）	巻尺、ポール等	-0.2m
暗 渠	延長と箇所数の確認、管の径の確認	〃	-0.1m
丸太組工	全箇所の30%以上を測定（段数、延長）	〃	-0.2m
洗 越 工	幅、長さの確認	〃	-0.2m
編 柵 等	全箇所の30%以上を測定（延長）	〃	-0.2m
敷 砂 利	延長概ね300m毎に1箇所以上を測定 1路線につき少なくとも3箇所以上を測定 （敷幅、敷厚）	〃	-0.1m（幅） - 20%（厚）
残土処理	運搬距離については0.1km単位とする。	車のメータ等	-0.1km
法 面 工	概ね100m ² 毎に1箇所以上を測定（法長）	巻尺、ポール等	-0.2m

※使用器具は、本表の器具若しくはこれ以上に精度のある器具を使用するものとする。